



ヘルマン・エンデ (1829~1907)  
(Berliner Architekturwelt/1906)



ヴィルヘルム・ベックマン (1832~1902)  
(Zeitschrift für Bauwesen/1903)

り、創建当時の姿に復原されたもので、明治の景観を残す数少ない建築物として、外観が国の重要文化財（平成六年一月二七日文部省告示一五一号）に指定されています。赤れんが棟は日本司法界の象徴として、いつまでも、その輝かしい姿を霞が関の一角に見せています。これから三回に分けて、この赤れんが棟建設までの歴史を辿った後、実際に赤れんが棟を訪れて、その復原過程や建築上の特徴等を紹介していきます。

## 年表

明治19年 (1886)	2月17日	臨時建築局、開設(初代総裁は外務大臣・井上馨が兼任)
	4月24日	ヴィルヘルム・ベックマン来日
明治20年 (1887)	5月4日	ヘルマン・エンデ来日
	9月16日	井上馨、外務大臣・臨時建築局総裁を辞任
明治21年 (1888)	10月	司法省、起工
明治23年 (1890)	3月27日	臨時建築局、廃局
	8月11日	エンデとベックマンの解約を通告
明治28年 (1895)	12月	司法省、竣工
大正12年 (1923)	9月1日	関東大震災で司法省はほとんど被害を受けなかった
昭和20年 (1945)	3月10日	東京大空襲で司法省はれんが壁と床を残し消失
昭和23年 (1948)	11月1日	赤れんが棟の復旧工事、起工
昭和25年 (1950)	12月20日	復旧工事、竣工
平成3年 (1991)	1月9日	赤れんが棟の保存・改修工事、着工
平成6年 (1994)	7月31日	保存・改修工事、概成
	12月27日	外観が国の重要文化財に指定



## 一 はじめに

東京メトロ有楽町線桜田門駅で降りて地上に上がると、れんが造の壮大な建物が目に飛び込んできます。これが、中央合同庁舎第六号館赤れんが棟、かつての司法省庁舎です。

赤れんが棟は、ドイツ人建築家ヘルマン・エンデとヴィルヘルム・ベックマンの設計によるもので、ネオバロック様式の建築物です。日本社会の急激な近代化が進んだ明治二十一年（一八八八）に着工、明治二十八年に竣工しました。その後、大正二年（一九一三）九月一日、関東大震災が発生しましたが、れんが造り建物の耐震補強策が効果的に作用し、ほとんど被害を蒙ることがありませんでした。昭和二〇年（一九四五）の東京大空襲により、れんが壁と床を残し焼失してしまいましたが、昭和二三年から昭和二五年にかけ、物資の乏しいなか工夫を凝らして改修され、法務省本館として使用されてきました。現在建っている赤れんが棟は、平成三年（一九九一）から平成六年にかけての大規模な保存改修工事によ

## 二 明治の東京を歩く

### —官庁集中計画と司法省の建設—

赤れんが棟の建設は、明治政府が当時抱えていた外交問題と密接に関係しています。明治一〇年代、江戸幕府が欧米列強と結んだ不平等条約を改正し（治外法権の撤廃・関税自主権の回復）、諸外国との対等な国交を樹立することが明治政府の大きな課題でした。そして、そのために、様々な政策が実施されていきました。

明治一三年（一八八〇）、外務卿に就任した井上馨は、「欧化政策」と呼ばれる一連の政策を実行しました。「欧化政策」とは、制度・風俗等をヨーロッパ化する政策のことで、欧米に外面的な近代化を認めさせ、条約改正の急速な実現を目指すものでした。その一つとして明治一六年に建設されたのが、イギリス人ジョサイア・コンドルの設計による鹿鳴館です。さらに明治一八年一月、コンドルによる官庁集中計画案が作成されました。この案は、近代的な諸官庁の整備のため、現在の霞が関一帯に省庁を散在配置するものでしたが、井上等首脳部とコンドル

の意見の相違もあって、実施には至りませんでした。

翌明治一九年二月、官庁集中計画を成し遂げるため、井上を総裁とする臨時建築局が内閣内に設置されました（法令全書「明治一九年二月一七日内閣一二号達、同年七月二六日勅令五九号、「公文類聚」明治一九年二月二〇日内閣達等）。そして四月、コンドルに代わるお雇い建築家として、ドイツ人のヴィルヘルム・ベックマンが来日しました。ベックマンは当時五四歳、当初日本政府より打診を受けたヘルマン・エンアと建築事務所を共同経営していました。二人のドイツ人が選ばれた背景には、当時の日本政府首脳を支配していたドイツへの強い憧憬があると考えられます。

来日したベックマンは、東京の地形・地質・建築材料の検査等を行い、調査のため日本各地を回り、官庁街全体の配置案と、第一段階として着手が予定されていた国会議事堂・司法省・裁判所の略図面を作成しました。その様子は自ら記した「日本旅行記」により、詳細に知ることができます。二か月間の滞在の後ベックマンは帰国し、同年六月ベルリンにおいて、官庁集中計画案（以下、ベックマン案）は完成に至りました。

このベックマン案（資料一）は、西側は日枝神社、東側は浜離宮・築地本願寺まで描かれており、一般市街地も含む広範囲なものでした。図面中央には、日本大通りと呼称される東西に走る通りが設定され、その横には博

覧会場として四角い敷地が確保されました（現在の日比谷公園辺り）。日本大通り東端からは、北東に向かって天皇大通り、南東に向かって皇后大通りが走り、銀座付近に設置された中央駅と三角形を形作っていました。また、日本大通り西端から

は、南西方面に国会大通りが伸びており、その終点に国会議事堂が設置されていました。この場所は、現在国会議事堂が建つ場所とはほぼ同一です。官庁は、幾つかの大通り沿いにばらばらに建てられ、司法省は、西北の内堀沿い（三宅坂付近）に描かれていました。

翌明治二〇年三月、東京の市区改正に携わるため、ドイツ人技師ホーブレヒトが来日しました。



資料一 ベックマンの官庁集中計画案  
（日本建築学会所蔵の写しをトレース）

ホーブレヒトはエンデとベックマンから紹介を受けての来日で、わずか一月半の滞在でしたが、精力的に活動し、市区改正に抵触し財政的にも困難なベックマン案の大幅な範囲・規模縮小も提案しました。そして、日比谷の旧連兵場跡（現在の日比谷公園辺り）に口の字型（正方形）の敷地を作ってその四辺に中央官庁を並べ、周りを並木通りで囲み、中心には庭園を配置する案を示しました。ただし司法省は、この案でも、三宅坂付近に描かれていません。

同年五月、完成したベックマン案や司法省等の図案を持ち、エンデが来日しました。ホーブレヒトによる大幅な変更案を目にしたエンデは、日比谷練兵場跡地の地質不良と、広大過ぎるといふ美術的な問題から、その変更案の実行に反対しましたが、最終的には同意せざるを得ませんでした。エンデは、ホーブレヒト案をベースに、具体的な官庁配置と建築デザインの考案を約束し、正方形の四隅に同一の形を持つ四つの建物（内務省、大蔵省、海軍省、農商務省及び文部省）を置き、全体としての統一性を計画しました。ここでは、司法省は、正方形の北側の辺に、内堀に面する形でイメージされています。個々

の建築については、滞在中に京都・奈良等日本各地を旅して日本建築を学び、ネオバロック様式に日本的要素を合わせた、和洋折衷型デザインを提案しました。同年九月ごろ作成された裁判所案等は、その典型的なものです（資料二）。しかし、実際に着工された裁判所は純洋式に変更されており、また司法省も、来日前に作成されていた純洋式案（資料三）に、わずかに修正を加えたものが



資料二 東京裁判所和洋折衷案  
(Deutsche Bauzeitung/1891)

採用されました。

こうして、ようやく着工かと思われた官庁集中計画ですが、同年九月、不平等条約改正交渉失敗の責任をとって井上が外務大臣を辞任し、臨時建築局総裁の座からも退いたことにより、変更を余儀なくされました。翌明治二十二年二月、エンデ案による建設実行は国会議事堂・司法省・裁判所の三建築のみとなり、内務省に移管された



資料三 エンデ&ベックマン第一次計画案  
透視図（日本建築学会蔵）

臨時建築局の総裁に山尾庸三が就任して、計画に従い司法省を起工することになりました。しかし、建設予定地の地盤は劣悪で、計画全体を変更せざるを得ず、結局日比谷練兵場跡の半分は公園とし、残り半分の敷地に裁判所と司法省を並べて建設することになったのです。その他の省庁は、日比谷練兵跡からさらに西側の地域にまとめられました。この山尾庸三の官庁集中計画案が最終的な案となり、現在の霞が関の骨格となっています。

明治二十三年三月、臨時建築局は廃止され（「法令全書」明治二十三年三月二七日勅令四九号）、同年八月、エンデとベックマンは契約打ち切りとなりました。しかし、起工済みであった司法省・裁判所の工事は、内務省土木局に引き継がれ、実施設計・工事監理はベックマンの奨学金でドイツ留学を経験した河合浩蔵が担当しました。そして、明治二十八年、ついに司法省（現在の赤れんが棟）が完成するのです。

では次の号で、現代の赤れんが棟を実際に歩いてみることにしましょう。